

# 自治会で生活道路を補修（整備）する制度です。

## 対象になる道路 （生活道路）

- ① 法定外公共物（里道・水路）
- ② 日向市名義の公衆用道路（市道認定していない道路）
- ③ 個人名義で地区の公共性が高い道路（複数の地区民が利用している道路）

この制度は、地元の理解と協力のもと、地域住民の生活環境の改善を図ることを目的としています。

これまでは、法定外公共物と日向市名義の公衆用道路しか対象になっていなかった本制度を一部改正し、個人の名義の土地でも地域住民の公共性が高い生活道路も対象とし、地域住民の要望に応えられるものになりました。

申請者は、自治公民館長（区長）になります。

## 日向市生活道路の整備に係る原材料支給要綱

（平成 28 年 4 月 1 日施行）

- 目的：生活道路の整備に対し、原材料を支給します。
- 原材料の種類：生コンクリート・アスファルト・側溝（蓋）・砕石ほか
- 支給の限度：20万円（消費税含）以内の原材料費とする。
- 留意事項：生活道路以外、または私的な目的には支給できません。
- 提出書類： 様式第1号：生活道路原材料支給申請書  
 様式第4号：事業完了報告書

### 【 問合せ先 】

日向市建設部 建設課 道路保全係  
TEL. 52-2111（内線 2350/2351）